

環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理の概要について

論点	対応方針	備考
①改定の目的	1. 持続可能な社会への移行の中で、幅広い事業者が自らの直面する環境課題へ適切に対応できるよう、 重要な記載事項の決定方法を明確に示し、かつ標準的に記載する事項を提示する。 2. 投資家の情報ニーズに対応 できるよう、重要な環境課題の財務的な影響(将来の企業業績に対する重大な影響)についても指針を提供する。 3. 中規模以下の事業者もガイドラインを利用しやすいよう、 ガイドラインのコンパクト化、記載事項の絞り込み 、デザイン等の工夫による視覚的な使いやすさ等を検討する。 4. バリューチェーン情報のデータ収集方法や計算・加工方法について、技術的サポートのあり方を検討し 、環境報告ガイドラインへ組み込む。	【留意事項】 我が国の経済社会に適合的なESG報告全体の枠組み作りが行われ、また、社会報告に関するガイドライン(以下、社会報告ガイドライン)の策定環境が整えられることが望まれる。 ●社会報告に関するガイドラインについては本検討会の対象外。
②両ガイドラインの利用者	投資家の情報ニーズを充足するために、持続可能な社会への適応に向けた マネジメントアプローチ、財務的な影響等の、将来見通しに係る情報 が開示されるように指針化を検討する。	【留意事項】 我が国の経済社会に適合的なESG報告全体の枠組み作りが行われ、また、社会報告に関するガイドライン(以下、社会報告ガイドライン)の策定環境が整えられることが望まれる。 ●社会報告に関するガイドラインについては本検討会の対象外。
③国際的な基準・ガイドライン等	1. 重要な課題である気候変動情報については、TCFDの最終報告書も検討材料に含め、 バリューチェーン対応、リスクの識別・評価など 、情報の有用性を向上させる方策を検討する。 2. 環境報告に 統合報告的なアプローチを導入 し、事業者の適応戦略の全体像をダイナミックに俯瞰できるような工夫をする。 3. "comply or explain"の意義と適用方法を明確にし 、標準的な情報セットとの組み合わせが十分に機能するように、構成を工夫する。	
④重要な事項を網羅する情報開示	1. 重要な環境課題 をリスクと機会の両面から識別・開示できるように指針化する。 2. 重要な記載事項を決定する方法(重要性原則)を明確にし 、その実施手順が開示されるように指針化する。 3. バリューチェーン課題 については識別・開示方法についての技術的サポートを提供する。 4. 気候変動や資源制約 は持続可能な社会にとって重要性の高い課題なので、それらの情報開示については、前例にとらわれずに、指針化の方向性を慎重かつ詳細に検討する。	
⑤ESG報告全体の枠組み	1. 環境報告ガイドラインの モジュール化 を検討する。 2. 環境情報開示基盤整備事業 にガイドラインの重要な改定点が反映されるよう働きかけを行う。 3. なお、ESG報告全体の枠組み作りの重要性や 社会報告ガイドラインの必要性 について広く社会に呼びかける。	
⑥報告バウンダリ	1. 報告バウンダリの意義・位置づけを明確に する。 2. 組織プロフィール等の開示範囲は報告バウンダリの説明から切り離す。	
⑦環境情報の信頼性	環境情報の信頼性を確保 する手法について、ガイドラインの立場を明確にする必要性の有無を検討する。	
⑧業種別KPI		【留意事項】 業種別KPIについては当面、改定作業のフェーズI(5.1を参照)では取り扱わないが、全体の検討状況をみながら、適切なタイミングで検討を行う。 ●業種別KPIは、本検討会の対象外。
⑨長期ビジョン	1. 特に 気候変動に関する長期ビジョン・目標 については、パリ協定等によってその重要性が高まっていることを訴え、事業者の長期ビジョン・目標設定を促進するように努める。 2. 長期の取組を要する気候変動では、事業者の「ありたい姿」である長期ビジョン、その到達点(ゴール)である長期目標、その達成に向けた道筋、必要があればイノベーションへの取組を開示するように導くべきである。 3. 中長期的な取組が求められる個別開示項目における長期ビジョン・目標の取り扱いをガイドライン内で具体的に示すことが考えられる。 4. 長期とはどの程度の期間かを検討する。 5. 長期目標の参考として、国際社会の合意形成がなされている目標をガイドラインに例示することが考えられる。 6. 長期的なありたい姿(ビジョン)や目指すべき方向(ゴール)とより中期的な達成すべきターゲットとの区別を明確にする。その上で、長期目標の達成を目指しつつ、途中のプロセス(道筋)を点検していく方法が考えられる。 7. 長期ビジョン・目標への道筋としてのターゲットないし中間目標は事業者の中期経営計画(3~5年)に含まれることとする。 8. 将来は、気候変動情報に加えて、水、生物多様性、資源循環でもそれらのあり方を検討することが考えられる。	
⑩環境会計	環境報告ガイドラインに環境会計スキームを組み込む 方法を検討する。	【留意事項】 近年、事業活動が環境に与える影響を貨幣評価する自然資本会計や自然資本プロトコルが注目を集めている。国際標準化機構(ISO)もISO14007(環境コスト・便益の決定ガイダンス)やISO14008(特定放出物・自然資源利用による環境影響の貨幣評価)の発行準備を開始するなど、高い関心を見せている。ただし、自然資本会計は実務の取れんが途上の段階にあり、現時点では、確立された手法とは言い難い状況にあること、また事業者の財務会計システムになじまないことにも留意する。
⑪ガイドラインの利用しやすさへの配慮	1. ガイドラインにおいて何を標準的に開示すべき項目とし、何を付録とするのか、構造を整理する。たとえば、より柔軟かつ機動的な変更を図るために、付録をガイドラインの本文とは切り離して策定すること(モジュール化)が考えられる。それによって付録の記載例をタイムリーに更新することがより容易となる。 2. 全体的な構成を見やすくする。 3. 基本指針を平易な表現に改める。 4. 文言の解釈が受け手によって曖昧になる可能性がある箇所を特定し、 標準的に開示すべき項目 に対応した記載例を掲載する。なお、実務の発展に合わせて随時、記載例を見直すことが考えられる。	●記載例を記した付録は平成30年度に案を作成予定。
⑫環境情報開示の促進策	今回の改定においては、開示される環境情報が一定水準以上の品質をもつと同時に、 事業者が理解しやすく、取り組みやすい 内容のガイドラインとなるように、バランスに配慮する。	【留意事項】 事業者によるガイドラインを活用した環境情報開示を進めるため、アイデアベースのものも含めて、たとえば以下のような施策が考えられる。 (促進策の例)ü きめ細かなガイドラインの使い方の広報 ü ガイドラインへの準拠性などに関する評価制度とフィードバック ü エコアクション21との連携 ü 表彰制度(環境コミュニケーション大賞)の活用ü 環境情報開示基盤整備事業への参加 ü E(SG)インデックス投資の促進 ü 他省庁や証券取引所との連携 ü 原材料等のグリーン購入の入札要件での考慮 ●促進策は本検討会の対象外。